

千葉市では、新婚・子育て世帯の市内転入を応援します！

結婚新生活支援事業 **新制度**

結婚を機に千葉市へ転入される
若い世帯を応援します！

新婚世帯に対し、婚姻に伴う
住居費及び引越費用を支援
します。



主な要件

婚姻時に夫婦双方の年齢が **34歳以下**
平成29年分の夫婦の合計所得が **340万円未満**
平成30年4月1日から平成31年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
夫婦の双方又はいずれかが、婚姻を機に平成30年4月1日以降千葉市外から千葉市内へ転入し、市内に今後2年以上居住する方
入居対象となる住宅が、新耐震基準に適合し、専有面積30㎡以上
このほかにも要件がありますので、詳しい内容は住宅政策課までお問い合わせ下さい。

助成内容

平成30年4月1日～平成31年2月28日までに支払った、住居費と引越費用の合計額で、
1世帯あたり30万円を上限とします。
住居費：住宅の購入費用、賃料、敷金、礼金
(保証金等これに類する費用を含む。)
共益費、仲介手数料
引越費用：引越業者又は運送業者へ支払った費用

申請期間

平成30年7月2日(月)～
ただし、予算額(予定件数30件)に達した時点で申請の受付を終了します。
三世帯同居等支援事業との重複申請はできません。

<申請先・問い合わせ先>
都市局建築部 住宅政策課
電話 043-245-5809
メール jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp

三世帯同居等支援事業

市内に居住する親世帯と
これから同居・近居を行う
子育て世帯を応援します！

三世帯家族の同居などに
必要な費用を支援します。



主な要件

離れて暮らしている「親と子と孫」を基本とする三世帯の家族が、これから市内で同居または近隣(直線で1km以内)に居住する
すでに同居または近隣に居住している場合は、対象となりません
親が **65歳以上**で1年以上千葉市に居住している方
孫は **18歳**に達する日以後の最初の3月31日を迎えていない方 等

助成内容

ア持家の場合：住宅の新築・改築・増築・購入に要する費用
フラット35子育て支援型を利用できる場合があります。
イ借家の場合：賃貸借契約に要する費用(礼金、仲介手数料)
ウ上記共通：転居に係る引越費用
「アまたはイ」とウの合計額の2分の1と助成限度額50万円を比較して低い額を助成します。
ただし、アについて市内業者と契約して施工等を行った場合は、助成限度額が100万円となります。
(ア・イの助成を受けた方で、市外から子世帯が転入した場合は2・3年目の助成として、固定資産税・都市計画税または家賃の相当額を15万円を上限に助成します。)

申込期限

住宅の新築・改築・増築に要する費用 建築工事の着手前まで
住宅の購入・賃貸借契約に要する費用 契約締結の前まで
転居に要する引っ越し費用 転居の前まで
助成を受けるには、**申込期限までに申出書の提出が必要です。事前に高齢福祉課へご相談ください。**

<申請先・問い合わせ先>
保健福祉局高齢障害部 高齢福祉課
電話 043-245-5250
メール korei.HWS@city.chiba.lg.jp

千葉市結婚新生活

検索

千葉市三世帯同居

検索